

単価契約仕様書

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
(担当 食品安全担当 岡田、村北 電話 222-3429)

件名	検査検体等搬送業務						
形状・寸法	「契約条件」のとおり						
予定数量	「契約条件 「2 単価契約の単位及び予定数」」のとおり						
契約期間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日						
契約条件	本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が、京都市内の医療衛生センター等と京都市衛生環境研究所間の検査検体等の搬送業務を受託人（以下「乙」という。）に委託するうえで必要な仕様を定めたものである。 1 搬送業務 (1) 検査検体の搬送は、甲が用意する専用の搬送用容器で行う。 (2) 乙は、以下に示す3つの搬送コースごとに、市内の医療衛生センター、京都市中央卸売市場第一市場内で別途指示する場所（以下「第一市場」という。）又は京都市中央卸売市場第二市場内で別途指示する場所（以下「第二市場」という。）から京都市衛生環境研究所本所（以下「本所」という。）に搬送用容器に入った検査検体を搬送する。空の搬送用容器の返却については、次の検査検体搬送日に、医療衛生センター、第一市場又は第二市場へ返却搬送を行う。 なお、別途甲の指示した日に、本所から第一市場又は第二市場に空の搬送用容器の返却搬送を行う場合もある。 <table><tr><td>Aコース</td><td>医療衛生センター⇄本所</td></tr><tr><td>Bコース</td><td>第一市場⇄本所</td></tr><tr><td>Cコース</td><td>第二市場⇄本所</td></tr></table> (3) 各コースの搬送用容器の寸法及び1回あたりの搬送個数は次のとおりである。 ア Aコース ・搬送用容器の寸法は約420×260×310（mm）であり、個数は4個程度であるが、それ以上となる場合がある。 ・検査検体の内容は、生鮮食品、加工食品、飲料用の液体等の食料品及び食器等である。 イ Bコース ・搬送用容器の寸法と個数は約650×450×360（mm）が4個程度、約420×260×310（mm）が2個程度又は60サイズから120サイズ程度の段ボール箱等が16個程度のいずれかであるが、それ以上の個数に	Aコース	医療衛生センター⇄本所	Bコース	第一市場⇄本所	Cコース	第二市場⇄本所
Aコース	医療衛生センター⇄本所						
Bコース	第一市場⇄本所						
Cコース	第二市場⇄本所						

なることもある。

- ・検査検体の内容は、魚介類、野菜、果物、加工食品等の食料品である。

ウ Cコース

- ・搬送用容器の寸法と個数は約460×330×360（mm）が2個以下である。

- ・検査検体の内容は、肉類である。

(4) 各施設の開庁日時は、次のとおりである。

ア 医療衛生センター

原則、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで

イ 第一市場

原則、日曜日、土曜日、水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、8月15日及び12月29日から12月31日までを除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 第二市場

原則、日曜日、水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 搬送スケジュールの詳細については、各月ごとに搬送計画書で示すこととし、搬送日の属する月の前月の末日までに、甲から乙に交付する。

(6) 搬送時間は次のとおりとする。

ア Aコース

午前の搬送業務においては正午までに、午後の搬送業務においては午後3時までに、本所に検査検体を搬送すること。なお、午後の搬送業務の際は午後1時以降に医療衛生センターに検査検体を受け取りにくること。

イ Bコース

午前9時に第一市場で検査検体を受け取り、午前10時までに本所に検査検体を搬送すること。

ウ Cコース

午後3時に第二市場で検査検体を受け取り、午後4時までに検査検体を本所に搬送すること。

エ 甲から指示があった場合の第一市場への空の搬送用容器の搬送は、原則、開庁日の午前9時とし、第二市場への空の搬送用容器の搬送は、原則、開庁日の午後1時以降とする。

2 単価契約の単位及び予定数

以下のとおり単価を設定する。

なお、予定回数は過去の実績に基づく予測によるものであり、検査状況等により増減が発生するが、大幅な増減があった場合においても、甲は何ら補償しない。

- (1) 以下の事業所から本所への搬送用容器に入った検査検体の搬送及び事業所への空の搬送用容器の搬送（往復１回あたり）

事業所（コース）	年間予定回数
医療衛生センター（Ａコース）	７０回（各月２～６回程度）
第一市場（Ｂコース）	２１回（各月１～３回程度）
第二市場（Ｃコース）	４回（年４回程度）

- (2) 甲の指示による、本所から以下の事業所への空の搬送用容器の返却搬送（搬送用容器１個あたり）

（参考）

事業所	搬送容器	大きさ（mm）	年間予定数
第一市場	プラ製ボックス	約 650×450×360	１５個
第一市場	保冷ボックス１	約 420×260×310	１個
第二市場	保冷ボックス２	約 460×330×360	４個

３ 受託者の条件

乙は、次に掲げる事業のうち、１以上の届出又は登録をし、若しくは許可を受けている事業者であること。

- ・ 貨物軽自動車運送事業
- ・ 一般貨物自動車運送事業
- ・ 特定貨物自動車運送事業

４ 支払方法

１か月ごとに、乙の請求に基づき当該月間の搬送回数又は搬送容器の個数に「２単価契約の単位及び予定数」で設定された単価を乗じた額の合計を支払う。

５ 順守事項

- (1) 乙は、医療衛生センター、第一市場又は第二市場の担当者から検査検体を受取る際には、担当者から別紙１に示す様式の受取表に、発送場所、送付日時、搬送用容器の送付個数の記載及び担当者の押印または署名を受けること。
- (2) 乙は、本所の担当者に検査検体を手渡す際には、担当者から別紙１に示す様式の受取表に、受取日時、搬送用容器の受取個数の記載及び担当者の押印または署名を受けること。
- (3) 乙は、甲の指示により本所から第一市場又は第二市場へ空の搬送用容器を搬送する場合、本所の担当者から搬送用容器を受け取る際には、担当者から別紙

	2に示す様式の受取表に、送付日、搬送用容器の個数の記載及び担当者の押印または署名を受けること。 (4) 乙は、上記(3)の対応で、第一市場又は第二市場の担当者に搬送用容器を手渡す際には、担当者から別紙2に示す受取表に受取日時、搬送用容器の個数の記載及び担当者の押印または署名を受けること。 (5) 乙は、上記の受取表を、各月ごとに甲に提出すること。 (6) 乙は、搬送用の車に運転者が乗車しているかいないかに関わらず、荷物室には施錠をすること。 (7) 本業務において、必要となる高速料金、有料道路通行料金及び駐車料金については、甲がその利用を指示した場合、別途、支払う。甲からの指示なく、乙の判断により使用した場合には、乙においてその必要額を負担すること。 (8) 契約の履行に当たり、必要な車両、人員（運転手等）、燃料及びその他必要な物品等は全て乙において用意し、その費用についても全て乙において負担すること。ただし、上記(7)に該当する料金を除く。 (9) 交通事故、車両事故等により、本業務中に当該車両にて業務の継続が困難となった場合には、速やかに代車を用意すること。 (10) 乙は、第三者に対し、業務の全部若しくは一部を委託し若しくは請け負わせ、業務から生じる権利義務を譲渡してはならない。 (11) 業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとし、甲はその責任を一切負わないものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由による場合はこの限りではない。 (12) 本仕様書に定めのない業務等が生じた場合は、その都度、乙と協議のうえ決定する。 (13) 乙は、本業務上知り得た情報は、これを漏らしてはならない。契約終了後においても同様とする。 6 その他 (1) 乙は、必ず業務開始前に甲と事前の打合せを実施すること。 (2) 駐車場所については、甲の指定する場所に行くこと。 7 各施設の所在地 各施設の所在地は次のとおりである。 (1) 衛生環境研究所本所 京都市伏見区村上町395 (2) 医療衛生センター 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2階、6階 (3) 京都市中央卸売市場第一市場 京都市下京区朱雀分木町80 (4) 京都市中央卸売市場第二市場 京都市南区吉祥院石原東之口町2
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

月受取表

	発送場所		日	曜日	送付時間	送付個数	送付担当者
					受取時間	受取個数	受取担当者
1	医療衛生センター・ 第一市場・第二市場	送付			:		
		受取			:		
2	医療衛生センター・ 第一市場・第二市場	送付			:		
		受取			:		
3	医療衛生センター・ 第一市場・第二市場	送付			:		
		受取			:		
4	医療衛生センター・ 第一市場・第二市場	送付			:		
		受取			:		
5	医療衛生センター・ 第一市場・第二市場	送付			:		
		受取			:		
6	医療衛生センター・ 第一市場・第二市場	送付			:		
		受取			:		
7	医療衛生センター・ 第一市場・第二市場	送付			:		
		受取			:		
8	医療衛生センター・ 第一市場・第二市場	送付			:		
		受取			:		
9	医療衛生センター・ 第一市場・第二市場	送付			:		
		受取			:		
10	医療衛生センター・ 第一市場・第二市場	送付			:		
		受取			:		

月受取表

	送付先	送付物		日	曜日	送付時間	送付個数	送付担当者
						受取時間	受取個数	受取担当者
1	第一市場・ 第二市場	プラ製・ 保冷1・ 保冷2	送付			:		
			受取			:		
2	第一市場・ 第二市場	プラ製・ 保冷1・ 保冷2	送付			:		
			受取			:		
3	第一市場・ 第二市場	プラ製・ 保冷1・ 保冷2	送付			:		
			受取			:		
4	第一市場・ 第二市場	プラ製・ 保冷1・ 保冷2	送付			:		
			受取			:		
5	第一市場・ 第二市場	プラ製・ 保冷1・ 保冷2	送付			:		
			受取			:		
6	第一市場・ 第二市場	プラ製・ 保冷1・ 保冷2	送付			:		
			受取			:		
7	第一市場・ 第二市場	プラ製・ 保冷1・ 保冷2	送付			:		
			受取			:		
8	第一市場・ 第二市場	プラ製・ 保冷1・ 保冷2	送付			:		
			受取			:		
9	第一市場・ 第二市場	プラ製・ 保冷1・ 保冷2	送付			:		
			受取			:		
10	第一市場・ 第二市場	プラ製・ 保冷1・ 保冷2	送付			:		
			受取			:		

(参考) 保冷1 第一市場へ返却 (寸法 約 4 2 0 × 2 6 0 × 3 1 0 (mm))

保冷2 第二市場へ返却 (寸法 約 4 6 0 × 3 3 0 × 3 6 0 (mm))